

ランダム係数を用いた最低制限価格の算出について

平成29年6月1日改正

みなべ町が発注する建設工事で、最低制限価格を設定する入札については、平成24年6月1日以降に指名通知をするものから、最低制限価格は、最低制限基準額に一定の範囲の無作為係数（以下「ランダム係数」という。）を乗じて得た額とします。

1 最低制限基準額

最低制限価格の算出の基礎となる価格で、その算定式は次のとおり。

(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

なお、建築関連工事（建築工事、電気設備工事、機械設備工事）については、直接工事費に現場管理費の一部に相当する額が含まれていることから、建築工事（電気設備工事、機械設備工事、外構工事を含む）にあつては、設計図書にある直接工事費の90%を直接工事費とし、現場管理費は、設計図書にある直接工事費の10%を設計図書にある現場管理費に加えた額とする。

(2) 工事等の性質により、町長が特別なものとして認めたものについては、1にかかわらず、契約ごとに10分の7から10分の9までの範囲内で町長の定める割合を予定価格に乗じて得た額。

2 ランダム係数

ランダム係数は、「0.9970」から「1.0030」までで、「0.0005」刻みの数値の中から抽選により抽出した数値。なお、抽選方法は、入札に付する工事の入札を開始した後、開札前に入札執行者の指名する入札者が、くじを引くものとする。

3 最低制限価格

最低制限基準額（税抜き）にランダム係数に乗じて算出した価格（その額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）。

| 抽選番号 | ランダム係数 |
|------|--------|
| 1 | 1.0030 |
| 2 | 1.0025 |
| 3 | 1.0020 |
| 4 | 1.0015 |
| 5 | 1.0010 |
| 6 | 1.0005 |
| 7 | 1.0000 |
| 8 | 0.9995 |
| 9 | 0.9990 |
| 1 0 | 0.9985 |
| 1 1 | 0.9980 |
| 1 2 | 0.9975 |
| 1 3 | 0.9970 |